

下水道法施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）	1
○下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）（抄）	1
○水質汚濁防止法（昭和三十五年法律第三百三十八号）（抄）	4
○日本下水道事業団法施行令（昭和三十七年政令第二百八十六号）（抄）	4

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第十二条の二 特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 5 6 （略）

（設計者等の資格）

第二十二条 公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、又は改築する場合（政令で定める場合を除く。）においては、その設計（その者の責任において設計図書を作成することをいう。）又はその工事の監督管理（その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書とおりに実施されているかどうかを確認することをいう。）については、政令で定める資格を有する者以外の者に行わせてはならない。

2 公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行なわせてはならない。

（準用規定）

第二十五条の十八 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

2 第七条、第八条、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、第二十二條から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、雨水流域下水道について準用する。

○下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）（抄）

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に掲げる物

質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一（九）（略）

十 トリクロロエチレン 一リットルにつき〇・三ミリグラム以下

十一（三十四）（略）

2（5）（略）

（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）

第十五条 法第二十二條第一項（法第二十五條の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下この条及び第十五条の三において同じ。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合については七年以上、処理施設又はポンプ施設に係る実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）又は工事の監督管理（以下これらをおのこの条において「処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等」という。）を行わせる場合については二年以上、排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理（以下これらをおのこの条において「排水施設に係る監督管理等」という。）を行わせる場合については一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については八年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については三年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十二年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については七年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

五 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については十年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

六 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

七 次の表の上欄に掲げる技術検定に合格した者で、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上下水道、上水道、

工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（計画設計を行わせる場合にあつては三年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）であること。

日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第 二百八十六号）第四条第一項の第一種技術検定	計画設計を行わせる場合	五年
	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合	二年
日本下水道事業団法施行令第四条第二項の第二種 技術検定	排水施設に係る監督管理等を行わせる場合	一年
	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合	二年
排水施設に係る監督管理等を行わせる場合		一年

八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。

（公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格）

第十五条の三 法第二十二条第二項（法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 五 十年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 六 国土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。
- 七 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第三種技術検定に合格した者で、二年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- 八 技術士法による第二次試験のうち国土交通大臣及び環境大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣及び環境大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。

○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3～9（略）

○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）

（技術検定）

第四条 法第二十六条第一項第七号の技術検定は、次の表の検定区分の欄に掲げる区分に従い、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として、学科試験により行う。

検定区分	検定技術
第一種技術検定	計画設計（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の事業計画及び同法第二十五条の十一第一項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この項において同じ。）を行うために必要とされる技術
第二種技術検定	実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）及び下水道の設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術
第三種技術検定	下水道の維持管理を行うために必要とされる技術

2・3（略）